

令和 8 年度

学校いじめ防止基本方針

水戸市立下大野小学校

(令和 8 年 4 月 1 日改定)

I いじめ防止のための基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

〔いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条第1項〕

※「一定の人間関係のある者」

同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」

<心理的な影響を与える行為>

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- パソコンやスマートフォン、タブレット等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

<物理的な影響を与える行為>

- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

2 いじめに対する基本的な考え方

本校職員は、以下の認識をもって指導に当たり、毎年度研修を重ね、いじめの未然防止に努めるものとする。

- ① いじめは、いかなる理由があっても許されない。
- ② いじめは、人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ③ いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである。
- ④ いじめの場に居合わせる「観衆」「傍観者」も、いじめを助長する存在である。
- ⑤ いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、発見しにくい。
- ⑥ 双方向のいじめは、お互いに加害、被害になる。
- ⑦ いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
- ⑧ いじめられている児童を確認したときは、その児童の立場に立ち、守り通すという意識で児童に寄り添う。
- ⑨ いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑩ いじめはその行為の態様により、犯罪行為として取り扱われる場合もある。
- ⑪ 日頃から、保護者との信頼関係を大切に、地域や専門機関との連携協力を努める。

3 いじめに対する学校での取組

(1) 「水戸市立下大野小学校いじめ防止対策委員会」の設置 ★名称変更

① 構成員

<いじめ防止対策委員会（常時及び発生時）>

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，人権教育主任，養護教諭，関係学級担任

（必要に応じ：スクールカウンセラー（以下S C））

※このすべてのメンバーが揃わない場合でも、管理職、生徒指導主事、関係職員で開催することがある。

② 役割

- 未然防止のための教職員研修の計画（月1回生徒指導会議及びコンプライアンス研修時への位置づけ）（教務主任）
- いじめの相談・通報の窓口（生徒指導主事・養護教諭・その他，全教職員）
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有（生徒指導主事）
- いじめを認知した場合の情報の迅速な共有，関係ある児童生徒への事実関係の聴取や指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応についての助言指導（校長，教頭，必要に応じ：S C）
- 相談や通報，指導の経過等や，委員会の会議の記録を整理・保管（当該事案終了の翌年度から5年間）する。 ★追加

(2) いじめの未然防止に向けて

① 児童による主体的ないじめ防止活動の取組

児童一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」ことを心から理解するとともに，いじめを傍観している自身も，いじめに関与していることと同じであると認識し，いじめ問題を自分のこととして考え，自ら活動できるよう児童の主体的な取組を通して，いじめについて学び，いじめを許さない集団になるよう働きかける。

- 企画委員会が中心となり，マナーアップ運動やあいさつ運動，いじめをなくす取組等を企画し，年間を通じて全校児童が関わる場を設定する。
- 縦割り班活動など学校行事に異学年が支え合って取り組むような活動を意図的に実践する。
- 総合的な学習の時間等の中で，地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
- 自分たちで学級のルールをつくる話し合いを行うなど，特別活動の時間を充実させる。
- 道徳の時間等を通して，社会が抱える問題を考えたり，地域での自分の行動を見つめさせたりする。

② 教職員の資質向上に向けた取組

- 年度当初には，全職員で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。 ★追加
- すべての教育活動を通して，自分を大切にすることと同時に，他者を大切にすることを授業づくりを行う。

- 学校生活での悩みの解消を図るために、ＳＣ等を活用した研修を計画的に実施する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、言動には細心の注意を払うとともに、教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。
- 常に、いじめに対する危機感をもち、教職員の研修を充実させ、教育相談体制の整備、相談窓口（オンライン相談窓口、いじめ・不登校ポータルサイ等）の周知徹底を図る。
- 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

③ いじめ防止のための取り組み年間計画

月	実施計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の情報交換，指導記録の引継ぎ ○ いじめ対策に係る共通理解，いじめ対策組織編制 ○ 全職員で「学校いじめ防止基本方針」の見直し・共通理解を図る（年度当初）★ ○ 学級開き，人間関係づくり，学級のルール（目標）づくり ○ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発（学級懇談会・PTA総会）
5月	○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換
6月	○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○ 学校評価の実施・結果分析と改善策の検討
8月	○ 校内研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○ 行事を通じた人間関係づくり（宿泊学習・遠足）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○ 行事を通じた人間関係づくり（遠足）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○ いじめゼロ集会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○ 人権教室・人権意識啓発活動
1月	○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○ 次年度に向けた「学校いじめ防止基本方針」の見直し
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導上配慮を要する児童の情報交換 ○ 小・中学校の情報連携のための連絡会の開催 ○ 記録整理，保尊，次年度への引継ぎ情報の作成

(3) いじめの早期発見のために

- ①いじめは、目の届きにくいところで発生することが多いため、学校・家庭・地域が協力して実態把握に努める。
- ②日常における児童の小さな変化やサインを見逃さない。（「いじめ発見チェックリスト」（年度始に配布して共通理解）の活用、オンラインによるいじめ相談窓口の活用、児童の観察・声掛け等）
- ③定期的にアンケート調査（年 12 回実施）及び適宜教育相談を実施する。
- ④教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用し、児童の小さな変化やサインを見逃さない日常的・定期的な情報収集による多角的な実態把握を実施する。 ★追加
- ⑤不安や悩みは相談することで解消に向かうことを知らせる。
- ⑥児童の行動に目を向ける。
- ⑦保護者と情報を共有する。（連絡帳の活用、電話連絡・家庭訪問、あいさつ運動など）
- ⑧地域・関係機関と連携する。（地域行事への参加、関係機関・民生委員との情報交換など）

(4) いじめの早期解消のために

いじめの事実を確認したときは、迅速に組織的に対応し、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。

- ①いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、迅速で詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で情報を共有する。
- ③いじめの起こった事実に基づき、児童やその保護者に説明責任を果たす。
- ④加害児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省や謝罪の気持ちが生ずるように指導・支援をしていく。

必要に応じて、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の接触を防ぐ措置を講じる。 ★追加

- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。
- ⑥いじめが解消するまで、少なくとも 3 か月間は継続的に観察・指導する。

※被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも 3 か月を目安）継続していること。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。〔第 2 - 3 - (1)「いじめ解消」の定義〕

- ⑦保護者とも継続的に連絡を取り合う。
- ⑧必要に応じて、S C などの派遣を要請し、関係児童の心のケアに努める。
- ⑨インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。犯罪に相当するいじめの行為に対して、早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。

4 家庭における役割

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの（教育基本法第 10 条より）であり、我が子がいじめを行うことのないよう、日頃から規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。そのためにも、家族の一人一人が、いじめに対する正しい認識をもつこと

が必要である。相手の立場になり物事を考える場を家庭生活の中で積極的に取り入れ、自分さえ良ければという身勝手な言動のない子に、適切な家庭環境から子を学校へ送り出すという意識が大切である。

また、子の変化を見逃さずに、必要とあれば、学校へ直ぐに連絡できる日頃からの関係づくりも必要である。子がいじめに関与した時には、その事実を謙虚に受け止め、子と共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企画した場合等）
- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
（年間 30 日を目安として欠席した場合、一定期間連続して欠席しているような場合）
（※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。）

(2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢 ★改定

- 重大事態は、事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- 被害児童生徒や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。
- 被害児童生徒や保護者から申立てがあったときは、報告・調査に当たる。

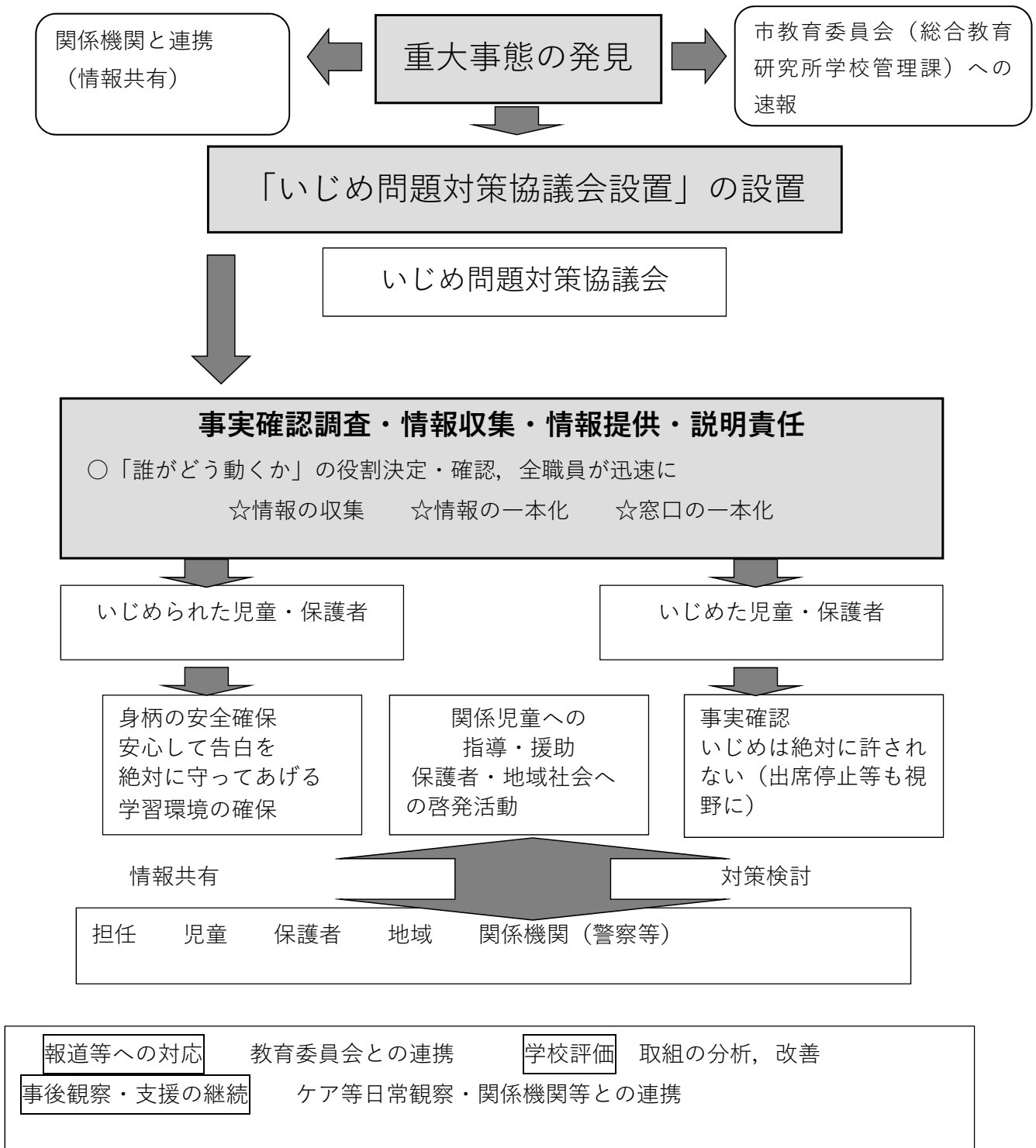
(3) 重大事態の報告

迅速に教育委員会（総研：学校管理課）への報告を行う。

(4) 重大事態の調査（「いじめ問題対策協議会」の設置）

- ① 重大事態が生じた場合は、市教育委員会の指導・助言のもとに対応する。組織は学校主体か、市教委による第三者からなる組織主体か市教育委員会が決定する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、調査組織が調査内容等を決定する。
- ③ いじめに係る児童及び保護者（被害及び加害）に対して、事実関係その他の情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる等、専門家の助言を受ける。
- ④ 報道等への対応は、市教育委員会との連携を図り、対応窓口を明確にして誠実な対応に努める。

<重大事態への対応の流れ>



※ 重大事態を認知した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内サポートチーム（校長，教頭，養護教諭，SC,SSW,生徒指導主事，PTA 役員）によって、児童のメンタルヘルスのケアを行う。

改定履歴

改定日	主な改定内容
令和4年4月1日	令和4年版として策定
令和5年4月1日	令和5年版として策定
令和6年4月1日	令和6年版として策定
令和7年4月1日	令和7年度版として策定
令和8年4月1日	水戸市いじめ防止基本方針（令和8年3月1日改定）に基づき以下を改定： ①「こころの健康観察」の活用を早期発見の取組に追加 ②委員会名称を「いじめ防止対策委員会」に変更・記録保管規定の追加 ③年度当初の全職員による基本方針の共通理解を明記 ④加害児童への教室外学習等の接触防止措置を追加 ⑤重大事態対応における「疑い段階での調査開始」等3点を明記

★印は令和8年度改定箇所